

## 京都市営保育所 ICT 化に関する業務委託における受託者候補者選定要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都市営保育所 ICT 化に関する業務委託（以下「業務委託」という。）について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合で、かつ、プロポーザル方式により受託者を選定する場合の手続き（以下「選定手続」という。）について、必要な事項を定めるものである。

### (受託者の選定手続)

第2条 選定手続は、公募型プロポーザルによるものとする。

2 選定手続の詳細は、業務委託毎に募集要項に定めることとし、募集要項には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務委託の仕様
- (2) 参加資格
- (3) 委託上限額
- (4) 企画提案書の作成様式、記載上の留意事項、提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 業務委託に係る質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 評価基準及び審査方法
- (7) その他必要と認める事項

3 前項第2号に定める参加資格については、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 募集の開始の日から選定結果の通知までの期間に、京都市競争入札等取扱要領第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。

### (受託候補者等選定委員会の設置)

第3条 受託候補者の選定に関する審査を行うために、子ども若者はぐくみ局内に受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。ただし、審査に当たり専門的な知識が必要と認めるときは、この限りではない。

- |      |   |
|------|---|
| 委員長  | 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長                                  |
| 副委員長 | 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課長<br>子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室公営保育所課長 |

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室公営保育所係長

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価方法)

第5条 委員会は、受託候補者の選定を行うために、第2条に規定する企画提案書の審査及び企画提案書の提出者に対するヒアリング審査に基づき、採点を行う。

- 2 委員会は、各委員の採点した点数の合計を委員の数で除した点数を提出者の評価点とし、評価点が最も高かった者を受託候補者として選定する。
- 3 応募者が1者の場合においても、得点が募集要項において定める点数以上の場合には受託候補者として選定する。

(審査結果の通知及び公表)

第6条 選定結果については、プロポーザル参加者全員に電子メールにより通知するとともに、京都市ホームページにおいて公表する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、選定手続に関して必要な事項は、募集要項において定める。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。